

## 今後の弁済方針

- 1 申立会社が所有する全資産を売却処分し、債権者への弁済に充当する。  
すなわち、第一義的には事業全部の譲渡の可能性を探り、申立会社の事業の継続を図りつつその事業譲渡代金で債権の弁済を図るものとする。それが適わない場合には、以下のように会社資産を分割して、それぞれ売却を図る。

- ① 畜産事業に関しては、牧場単位での事業譲渡（土地・建物・附属機械設備・黒毛和牛・従業員との雇用関係等の一括譲渡）の形で売却する。なお、畜産事業の内、黒字牧場に関してはその営業を継続した上での事業譲渡を、赤字牧場に関しては閉鎖して黒毛和牛を処分し、従業員を解雇した上で土地建物・附属機械設備としてのみの売却を図る。100%子会社の牧場に関しても同様に売却を図る。
- ② 食品加工部門に関しては事業譲渡を行う。
- ③ 子会社の運営するホテル事業等に関しては、株式譲渡を行うか、又は、ホテル施設を売却し、それらの譲渡代金により再生債権等を支払う。

## 2 オーナー債権者への弁済方法

黒毛和種牛委託オーナー制度のオーナー債権者については、①契約継続中のオーナー、②契約期間満了に伴い和牛再売買代金請求権を取得したオーナー、③中途解約に伴う和牛買取請求によって買取代金請求権を取得したオーナーの3通りの態様が存在するところ、上記オーナー制度が、和牛売買の形式を借りつつ、実質的には出資取引ないし貸借取引の性質を有することに鑑み、①については、期限未到来の出資金返還請求権者、②③については、期限の到来した出資金返還請求権者として扱う。したがって、オーナー債権者に対しては、態様の如何を問わず、債権額に応じて平等に弁済する。

### 3 優先債権の弁済方法

税金・社会保険料等に関しては、資産処分と併行させて分割弁済する。

※ なお、上記2におけるオーナー債権者の取扱いについては、オーナー債権者への弁済を最大化かつ均等化するという方針に基づく申立会社の試案であるが、その法的根拠について再生裁判所の了解を得ているものではない。よって、ここにその旨注記する。